

**NEWS 01**

# 65歳以上の方の介護保険料が変更になります

## 各段階で年間保険料を引き上げ



本年度から65歳以上の方が支払う介護保険料が変更になります。

市では3年ごとに保険料の見直しを実施。今後3年間で介護サービスの利用者が約2万人増え、費用の増加が見込まれることから、保険料を引き上げます。また、保険料が決まる段階区分を「8段階」から「10段階」に変更します。なお、保険料の改定に際しては、基金の取り崩しを行い、引き上げ幅を抑えています。

65歳以上の方には、6月下旬までに本年度の介護保険料の通知を送付しますので、ご確認ください。

47 **【詳細】** 介護保険課 ☎(21)25

平成27年度～29年度の介護保険料(65歳以上)

平成24年度～26年度

段階	対象者	年間保険料	統合	段階	年間保険料
第1段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人などの方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方	31,062円	↓	第1段階	27,937円
		27,956円に軽減予定			
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	40,380円		第2段階	
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	46,593円		第3段階	軽減措置 36,318円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	55,911円		第4段階	軽減措置 50,286円
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	62,123円		第4段階	55,873円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	71,442円		第5段階	軽減措置 64,254円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	77,654円		第5段階	69,842円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	93,185円		第6段階	83,810円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	108,716円		第7段階	97,778円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	124,246円		第8段階	111,746円

※第1段階の年間保険料は後日政令で定められる低所得者への軽減措置を踏まえ、軽減する予定です  
 ※実際に納める保険料は10円未満を切り捨てた額です。公的年金収入には遺族年金、障害年金などの非課税年金は含みません

より介護が必要な方が利用しやすいサービスに！

### 特別養護老人ホームなどを新設

平成27年度からの3年間で特別養護老人ホームの定員800人分を新設するほか、介護老人保健施設の定員160人分を新たに整備します。

### 特別養護老人ホームの入所対象が要介護3以上に

4月から新たに入所する場合、在宅などでの生活が困難な要介護3以上の方に限定します。ただし、要介護1、2の方も特例的に入所できる場合があります。